

※本資料は、令和3年度予算政府案に基づくものであるため、事業の実施は予算成立が前提となります。
また、予算成立までの過程で公募要領等に変更があり得ることをあらかじめ御了承の上、御応募ください。

令和3年度「イノベーション創出強化 研究推進事業」について

令和3年1月

生物系特定産業技術研究支援センター

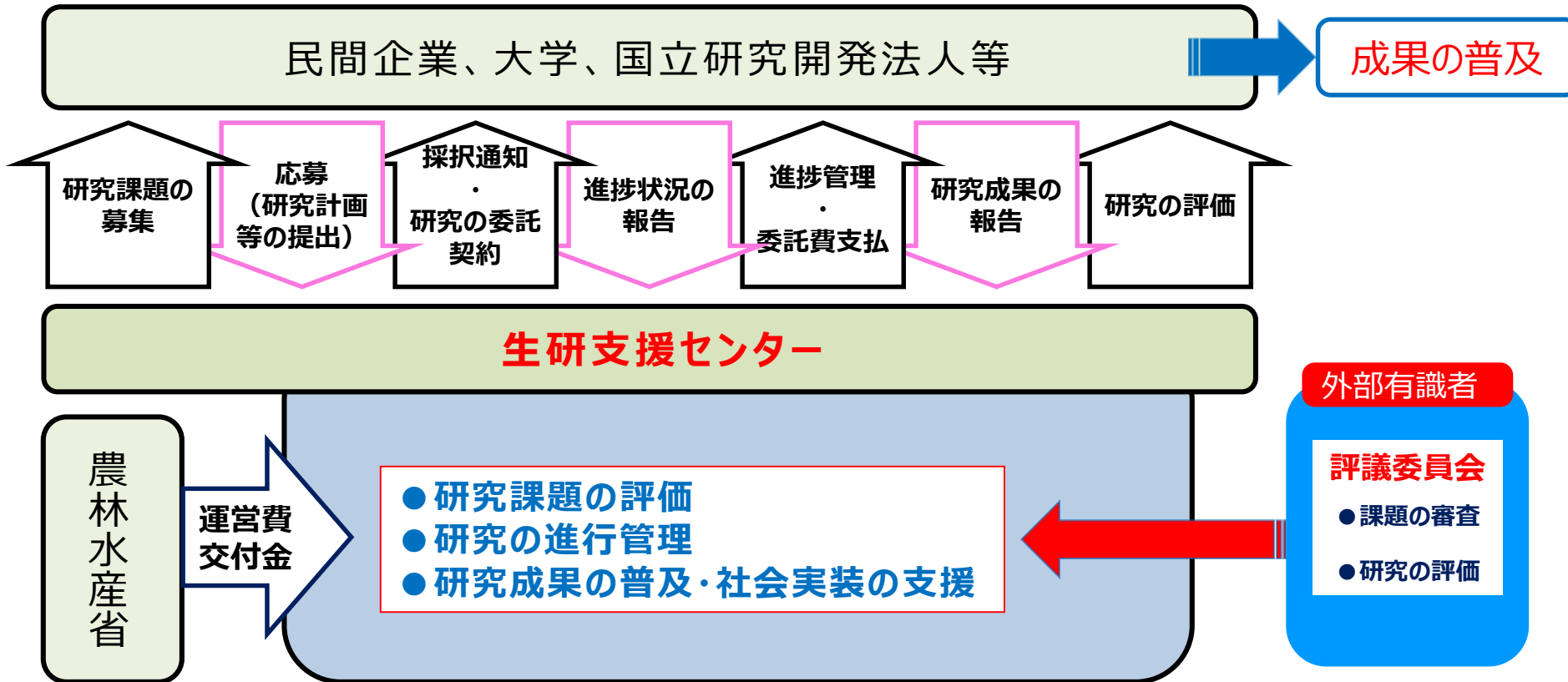
農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室

目 次

1	生研支援センターについて	3
2	イノベーション創出強化研究推進事業について	5
2-1	研究ステージ	6
2-2	令和3年度の主な変更点	7
2-3	事業のポイント	15
2-4	申請者の要件（研究ステージ共通）	16
2-5	「知」の集積と活用の中からの提案への優遇（研究ステージ共通）	17
2-6	各研究ステージについて	
2-6-1	基礎研究ステージ	18
2-6-2	応用研究ステージ	23
2-6-3	開発研究ステージ	26
2-7	マッチングファンド方式について	33
2-8	今後のスケジュール（予定）	37
2-9	契約手続	38
3	本事業に関する問合せ先	39
	（参考）	40

1 生研支援センターについて①

生研支援センター（生物系特定産業技術研究支援センター）は、農林水産業、食品産業等の分野で、民間企業、大学、国立研究開発法人などに対して、研究課題を公募し、選定した課題の実施機関に**研究資金を提供**し、研究の実施及びその成果の普及を推進する機関。



1 生研支援センターについて②

(1) 生研支援センターが果たすべき役割

生研支援センターは、ファンディング部門として「国民への安全・安心・高品質な農林水産物・食料の安定供給」と「農林水産業を強い産業として育成し、海外市場で農林水産物・食品のマーケットシェアを伸ばし、政府の経済成長政策（GDP600兆円実現）への貢献」を目指した農林水産分野での科学技術イノベーションの創出に向けた優れた研究開発をの支援します。

(2) 応募に当たって

生研支援センターが果たすべき役割を踏まえ、応募に当たっては、

- ① 解決すべき課題と性能スペック、実用化時期の目標を明確にするとともに、
- ② 社会実装を明確に意識した研究計画の策定

をお願いします。

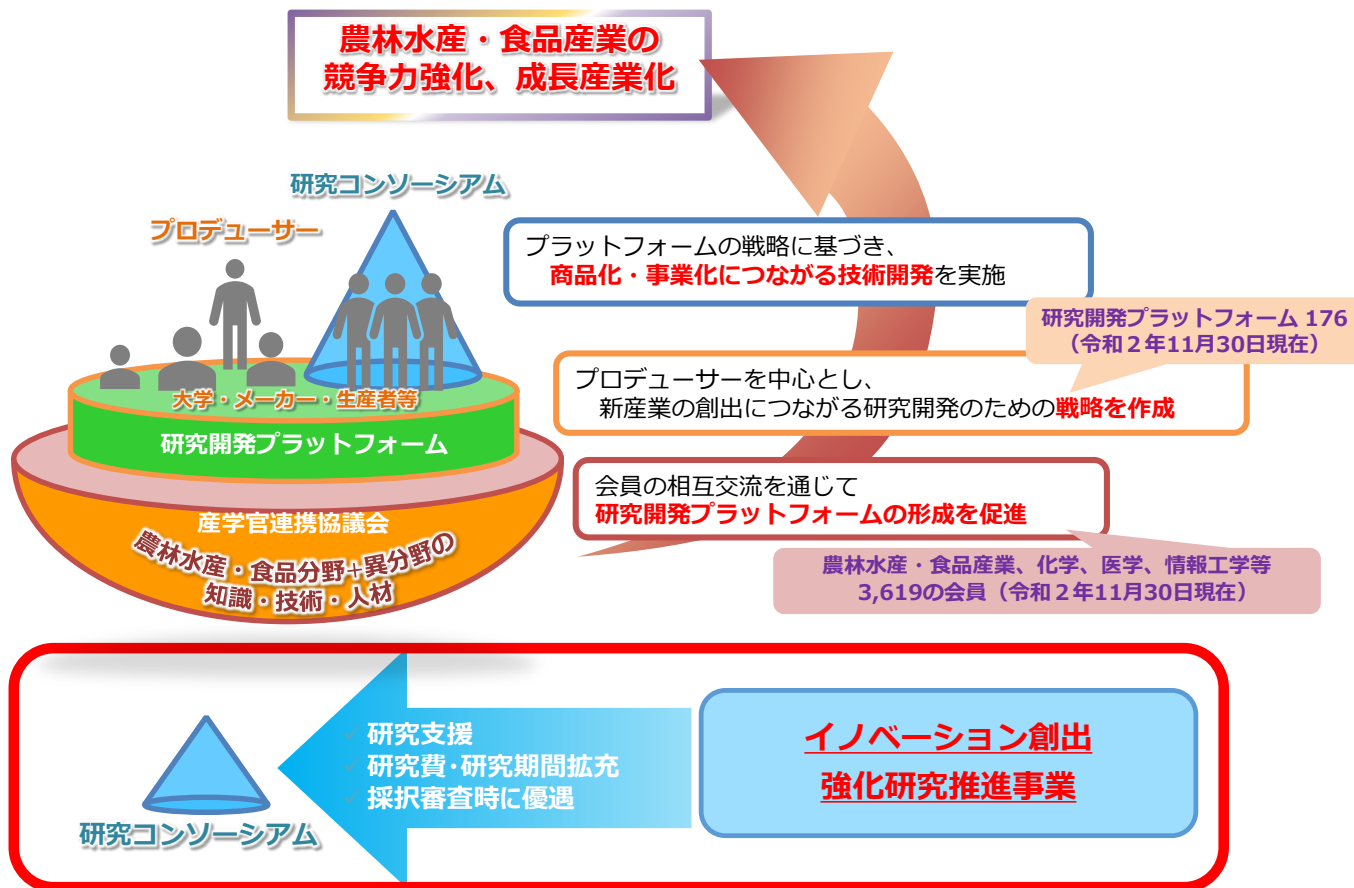
なお、目標実現に向けたロードマップを作成し、毎年の進捗状況と比較して評価を実施しますので、提案書作成の際に御留意をお願いします。

また、生研支援センターは、本事業の目標の達成が図られるよう、各研究課題の進捗管理、指導等の責任者としてPD（プログラム・ディレクター）、PDを補佐する研究リーダー等を配置して運営管理を行いますので、本事業を実施するに当たっては、御協力をお願いします。

2 イノベーション創出強化研究推進事業について

令和3年度予算概算決定額【3,724百万円】

農林水産業・食品産業分野の革新的な技術・商品・サービスを生み出す多様な分野・多様なセクターからの研究開発を支援。また、「知」の集積と活用「場」からの提案など、異分野のアイデア・技術等を農林水産分野に導入する研究を重点的に支援。



「知」の集積と活用「場」を核としたイノベーションの創出全体イメージ

2 - 1 研究ステージ

- 農林水産・食品分野における産学連携研究による研究開発を基礎から実用化段階まで継ぎ目なく推進
- 「知」の集積と活用場の研究コンソーシアムから提案される研究課題について、優先的に採択するとともに、研究費・研究期間を拡充

基礎段階

応用段階

実用化段階

基礎研究ステージ

革新的なシーズを創出する独創的でチャレンジングな基礎研究

- チャレンジ型
研究委託費：**1千万円以内/年**
研究期間：**1年以内**



- 基礎研究型 (※1)
研究委託費：**3千万円以内/年**
研究期間：**3年以内**

(※1) 「知」の集積と活用場からの提案は、**5千万円以内/年**



応用研究ステージ

基礎研究で創出された研究シーズを基にした応用研究

- 基礎研究発展型 (※2)
研究委託費：**3千万円以内/年**
研究期間：**3年以内**

(※2) 「知」の集積と活用場からの提案は、**5千万円以内/年**

- 産学連携構築型 (※3)
研究委託費：**3千万円以内/年**
研究期間：**3年以内**

(※3) 「知」の集積と活用場からの提案は、**5千万円以内/年、5年以内**

(新たな商品、便益等に繋がる開発を行う民間企業等の参画が必須。マッチングファンド方式を適用)



開発研究ステージ

応用研究等の成果を社会実装するための開発研究

- 実用化研究型 (※4)
研究委託費：**3千万円以内/年**
研究期間：**3年以内** (育種研究は**5年以内**)

(※4) 「知」の集積と活用場からの提案は、**1.5億円以内/年、5年以内**

- 現場課題解決型 (※5)
研究委託費：**3千万円以内/年**
研究期間：**3年以内** (育種研究は**5年以内**)

- 開発技術海外展開型 (※6)
研究委託費：**3千万円以内/年**
研究期間：**3年以内**

(※5) (※6) 「知」の集積と活用場からの提案は、**5千万円以内/年**

(※4) 及び (※6) 新たな商品、便益等に繋がる開発を行う民間企業等の参画が必須。マッチングファンド方式を適用

* 基礎研究ステージ及び応用研究ステージにおいて、優れた研究成果を創出した研究課題は、移行審査により次のステージへ優先的に採択（予算の範囲内）
基礎研究ステージのチャレンジ型から基礎研究型へ移行した場合、移行後の研究期間は2年以内

2-2 令和3年度の主な変更点①

項目	令和3年度	令和2年度
	<p>・以下の項目について、該当する研究課題には全てのステージの1次（書面）審査時に<u>5点加算</u>。</p> <p>①資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進</p> <p>②イノベーション等による持続的生産体制の構築</p> <p>③ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立</p> <p>④環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進</p>	-
加算ポイントの変更	<p>・開発研究ステージの1次（書面）審査時において、従来のスマート農業の実現に資する研究課題には<u>3点加算</u>。</p> <p>・さらに、地域（中山間地域）や品目（露地野菜、果樹）の空白領域等に対応したスマート農業の実現に資する研究課題には<u>2点加算（合計5ポイント）</u>。</p> <p>・スマート農業支援サービスの創出に資する研究課題には<u>2点加算（合計5ポイント）</u>。</p>	<p>・開発研究ステージの1次（書面）審査時において、従来のスマート農業の実現に資する研究課題には<u>3点加算</u>。</p> <p>・さらに、地域（中山間地域）や品目（露地野菜、果樹）の空白領域等に対応したスマート農業の実現に資する研究課題には<u>2点加算（合計5ポイント）</u>。</p>
加算ポイントの追加	<p>以下の項目について、該当する研究課題には全てのステージの1次（書面）審査時に<u>5点加算</u>（ただし、他の加算ポイントと重複して該当する場合でも5点を加算の上限とする）</p> <p>① <u>輸出促進に資する研究課題</u></p> <p>② <u>農福連携等の推進に資する研究課題</u></p>	<p>以下の項目について、該当する研究課題には全てのステージの1次（書面）審査時に<u>5点加算</u>（ただし、他の加算ポイントと重複して該当する場合でも5点を加算の上限とする）</p> <p>① <u>輸出促進に資する研究課題</u></p> <p>② <u>現場ニーズに合致した大学等研究成果を活用した民間企業からの提案</u></p> <p>③ <u>農福連携等の推進に資する研究課題</u></p>

2-2 令和3年度の主な変更点②

項目	令和3年度	令和2年度
マッチングファンド方式の民間企業負担分の割合の変更	<p><u>コンソーシアムに参画する民間企業の自己負担額に倍率を乗じた額を上限として、生研支援センターが委託費を支出する方法に変更。</u></p> <p>① <u>資本金10億円以下、または設立から10年以内の企業等は、自己負担の2倍以内までの委託費を生研支援センターが支出。</u></p> <p>② <u>資本金10億円を超え、かつ設立から10年を超える企業等は、自己負担の1倍以内までの委託費を生研支援センターが支出。</u></p>	<p>生研支援センターから民間企業に支出する委託費の1/2以上を自己資金として負担。</p>
「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」への遵守	<p>「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン～農業分野のデータ利活用促進とノウハウ保護のために～」(令和2年3月農林水産省)に基づき、本事業で実施する研究活動において農業者等からデータを受領・保管する際には、農業AI・データ契約ガイドラインに準拠し取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意すること(データの取得がスマート農機等の利用による場合には、そのシステムサービスの利用規約等が農業AI・データ契約ガイドラインの内容に沿っていること)が必要であり、その内容は実績報告の対象。</p>	-

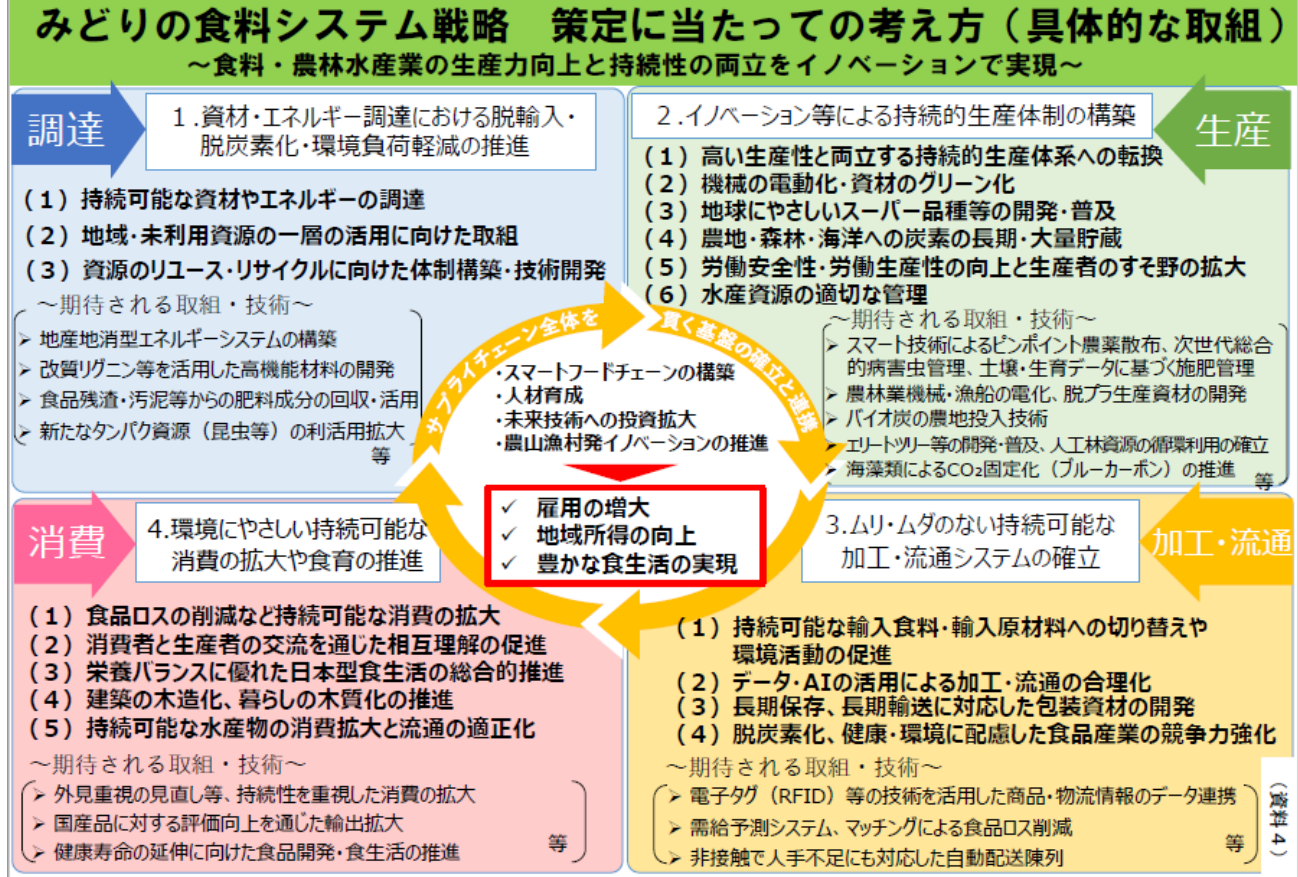
2-2 令和3年度の主な変更点③

項目		令和3年度	令和2年度
データマネジメントプランの作成		<ul style="list-style-type: none"> ・生研支援センターから示すデータマネジメントに係る基本的な方針（別紙9）に基づき、研究課題の内容の応じて、委託契約書の締結までに、研究開発データの管理について、コンソーシアムの構成員間の合意のもと、データマネジメントプランを作成し、生研支援センターへ提出する。 ・契約締結後、当該データマネジメントプランに従って、研究開発データの管理を実施。 	-
研究費の不正使用等防止等への取組		<p>①提案書の提出までに「<u>委託業務事務担当者説明動画（生研支援センターHP掲載）を視聴すること。</u></p> <p>②採択から委託研究契約までの間に「<u>研究倫理に関する誓約書</u>」の提出すること。</p> <p>③<u>実施状況の報告書を提出するとともに、実地検査を実施。</u></p>	採択から委託研究契約までの間に「 <u>研究倫理に関する誓約書</u> 」を提出するとともに、 <u>実施状況の報告書を求めている。必要に応じて実施検査を実施。</u>
提案様式の変更	様式の簡素化	引き続きe-radシステムの入力項目と重複する項目を中心に様式を簡素化。	e-radシステムの入力項目と重複する項目を中心に様式を簡素化。
	社会実装に向けたロードマップ	<u>社会実装に向けたロードマップに加え、社会実装する相手に研究成果をより分かりやすくPRするための市場ニーズに対する販売・普及戦略を新たに作成。</u>	<u>基礎研究ステージ、応用研究ステージにおいても、社会実装に向けて次期ステージ以降の研究内容及び達成目標、社会実装（実用化）の時期、出口戦略、普及目標を明確化する社会実装に向けたロードマップを作成。</u>

2-2 加算ポイントの変更点【重点課題①】

各研究ステージの1次（書面）審査時において、みどりの食料システム戦略（～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～）の推進に資する技術開発について、以下の項目に該当する研究課題には5点加算

- ① 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進
- ② イノベーション等による持続的生産体制の構築
- ③ ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立
- ④ 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進



ただし、以下の項目を含めて、重複して該当する場合であっても、5点を加算の上限とします。

- ①六次産業化法「研究開発・成果利用事業計画」に基づく課題、②農工商連携促進法「農工商連携等事業計画」に基づく課題、③地域再生法「地域再生計画」により支援措置要望の記載がある課題、④「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研究開発に係る研究計画等に基づく課題、⑤「総合特区」に基づく課題、⑥「地域活性化プラットフォームのモデルケース」に基づく課題、【重点課題：スマート農業の実現に資する技術開発】、輸出促進に資する提案、農福連携等の推進に資する提案

2-2 加算ポイントの変更点【重点課題②】

開発研究ステージの1次（書面）審査時において、スマート農業の実現に資する技術開発に該当する場合以下のポイントを加算

- ロボット、AI、IoT、ドローン、センシング技術等の先端技術を活用することにより、農業の生産性向上、農産物の品質向上及び流通合理化に資する技術開発を行う研究課題に該当する場合は、3ポイント加算。
- 地域（中山間地域）や品目（露地野菜、果樹）ごとの空白領域※に対応したスマート農業の実現に資する研究課題に該当する場合は、2ポイント加算（合計5ポイント）。

※空白領域とは、右図で「今後、研究開発が必要」となっている領域等のことであり、具体的な事例は以下のとおり。

1. 水稻（中山間地域）
 - 特に棚田で活用可能なスマート農業技術の開発
 - ① 耕起・播種（小型無人田植機等）
 - ② 収穫・調製（小型自動走行コンバイン等）
2. 露地野菜（各品目に対応）
 - ① 耕起・播種（自動播種技術、自動定植機等）
 - ② 栽培管理（自動適正量かん水システム等）
 - ③ 収穫・運搬ロボット（現在開発中のものを除く）
3. 果樹（各品目に対応）
 - ① 経営・営農管理（開花期、収穫日の予想が可能な生育予測システム等）
 - ② 栽培管理（圃場内、樹間、畝間の除草が可能なロボット等）
 - ③ 収穫・運搬ロボット（現在開発中のものを除く）

- スマート農業支援サービスの創出に資する研究課題に該当する場合は、2ポイント加算（合計5ポイント）。

スマート農業技術の研究開発・実用化の状況



ただし、以下の項目を含めて、重複して該当する場合であっても、5点を加算の上限とします。

①六次産業化法「研究開発・成果利用事業計画」に基づく課題、②農商工連携促進法「農商工連携等事業計画」に基づく課題、③地域再生法「地域再生計画」により支援措置要望の記載がある課題、④「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研究開発に係る研究計画等に基づく課題、⑤「総合特区」に基づく課題、⑥「地域活性化プラットフォームのモデルケース」に基づく課題、【重点課題：みどりの食料システム戦略の推進に資する技術開発】、輸出促進に資する提案、農商連携等の推進に資する提案

2-2 加算ポイントの変更点②

項目	内容
輸出促進に資する提案	農林水産物及び食品の輸出拡大実行戦略（令和2年11月30日）に即し、輸出重点品目を中心に輸出拡大が図られるよう、 <u>海外市場を目指して社会実装するための研究課題</u>

○上記項目に該当する研究課題については、各研究ステージの1次（書面）審査時に5点加算。

ただし、以下の項目を含めて、重複して該当する場合であっても、5点を加算の上限とします。

①六次産業化法「研究開発・成果利用事業計画」に基づく課題、②農商工連携促進法「農商工連携等事業計画」に基づく課題、③地域再生法「地域再生計画」により支援措置要望の記載がある課題、④「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研究開発に係る研究計画等に基づく課題、⑤「総合特区」に基づく課題、⑥「地域活性化プラットフォームのモデルケース」に基づく課題、【重点課題：みどりの食料システム戦略の推進に資する技術開発、スマート農業の実現に資する技術開発】、農福連携等の推進に資する提案

2-2 社会実装に向けたロードマップ

社会実装を明確に意識した研究計画とするため、社会実装に向けたロードマップを記載してください。

- 社会実装に向けて解決すべき課題
- 研究内容の適切性
- 社会実装（実用化）される技術の内容

を明確化するとともに、

• 既往の研究成果に基づき、応募するステージにおいて、どのような研究を行い、どのような目標を達成するのか。

• 次期ステージ以降（自己資金による研究を含む）において、どのような研究を行い、どのような目標を達成するのか。

• 社会実装（実用化）の時期を明確化していただくとともに、社会実装されるとき、出口戦略及び普及目標の記載をお願いします。

社会実装に向けたロードマップ（基礎研究ステージ様式）

社会実装に向けて解決すべき課題	※社会実装に向けてボトルネックとなっている課題を簡潔に記載してください。
研究内容の適切性	※上述した課題を解決するに当たり、提案する研究課題が他の手法と比較して最適であることを簡潔に記載してください。
社会実装（実用化）される技術の内容	※本研究を進めることにより実用化される技術の性能・スペック等を具体的に記載してください。
研究ステージ毎の研究内容及び達成目標	
既往の研究成果	※本研究を実施するに当たり、既往の研究成果を簡潔に記載してください
基礎研究ステージ（令和3～○年度）	※既往の研究成果に基づき、本ステージにおける研究内容及び達成目標を簡潔に記載してください。社会実装（実用化）に向けて必要不可欠な研究開発であることも合わせて記載ください。
応用研究ステージ（令和○～○年度）	※本ステージで達成する目標を踏まえて、次期ステージ（自己資金による研究を含む）で実施する予定の研究内容及び達成目標を簡潔に記載してください。
開発研究ステージ（令和○～○年度）	※応用研究ステージで達成する目標を踏まえて、開発研究ステージ（自己資金による研究を含む）で実施する予定の研究内容及び達成目標を簡潔に記載してください。
社会実装・実用化（令和○年度）	<p>出口戦略：※誰に対してどのような価値を提供するのか、誰からどのようにお金を回収して利益をあげるのかなど、想定している出口戦略（ビジネスモデル）を簡潔に記載してください。</p> <p>普及目標：※普及目標面積○年○〇ha、販売目標額○年○億円等、いつまでにどの程度の普及を目標とするかを記載してください。</p>

2-2 市場ニーズに対する普及戦略

市場ニーズに対する普及戦略（基礎研究ステージの場合）

市場ニーズに対する販売・普及戦略（応用・開発研究ステージの場合）

ア 想定する実装先とその規模

※ ロードマップの出口戦略をより具体的に記載してください（根拠も含めて簡潔に記載）。

イ セールスポイント

※ アの社会実装先を念頭に、開発される技術のセールスポイントを、数値等を使って箇条書きしてください。

- ・ 従来の作業時間と比べて、作業時間を〇〇h/10a削減
- ・ 〇〇と比べて、単収が〇kg/10a増等

ウ 社会実装に向けた行動計画

① 実需者のニーズを把握・反映するために何をするか。

※ 実用化される成果について、どのようにして実需者のニーズを把握し、反映させていくかを具体的に記載してください。

② 実需者への売り込みルートを構築するために何をするか。

※ ①を踏まえた上で、どのように実需者に売り込んでいくのか（売り先のターゲットは誰か、どのような販売戦略なのか等）を具体的に記載してください。

③ 更なる飛躍（産学連携の深化・拡大）のために何をするか。

※ 実用化した成果について、改良のためにさらに研究を進めるということではなく、得られた知見等をどのようにして新たな産学連携の展開をしていくのかを具体的に記載してください。

2-3 事業のポイント

1. 明確な研究目標の設定と確実な社会実装

○ 基礎研究ステージ・応用研究ステージについて

- ・ 解決すべき課題、実用化される成果の時期・目標を明確にし、実用化・事業化への発展可能性を審査・・・(18～25頁)

○ 開発研究ステージについて

- ・ 研究期間終了までの実用化に向け、解決すべき課題、実用化される成果の性能スペックを明確にし、実用化・事業化の実現可能性を審査・・・ (26～32頁)
- ・ 農業者等、成果のユーザーによる、開発技術の評価と改善を必須化・・・ (27頁)

2. 民間投資の誘発と企業による研究成果の実用化の促進

○ 応用研究ステージ及び開発研究ステージについて

- ・ 民間企業等が参画して製品化・事業化を行うことを目的とする「産学連携構築型」、「実用化研究型」及び「開発技術海外展開型」は、当該民間企業等が研究資金の一定割合の負担が必須（マッチングファンド方式）。また、企業負担額に応じてポイント加算（500万円以上：5点、1,000万円以上：10点）・・・ (23頁)
- ・ マッチングファンド方式は、コンソーシアムに参画する民間企業の自己負担額に倍率を乗じた額を上限として、生研支援センターが委託費を支出する方法に変更・・・ (36頁)

○ ステージ共通

- ・ 「知」の集積と活用の際の研究開発プラットフォームからの、異分野を含む多様な分野が参画してイノベーションを創出する提案へのポイント加算等・・・ (17頁)

2-4 申請者の要件（研究ステージ共通）

○ 代表機関の要件

- 法人格を有する研究機関等であること
 - 研究開発を行うための研究体制、研究員等を有すること
 - 研究の企画・立案及び適切な進行管理を行う能力・体制を有すると共に、研究統括者及び経理責任者を設置していること
- ※ 生研支援センターが認めた場合に限り、研究統括者が所属する代表機関とは別に、生研支援センターとの委託契約業務や経理執行業務を担う機関（研究管理運営機関）を設置可能

○ 研究グループの要件

- 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、参画する全ての機関の同意が必要
- 参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は研究グループの代表機関が行うこと
- 研究の一部または全部を研究グループの構成員以外の他の研究機関等に再委託することは不可

2-5 「知」の集積と活用の中からの提案への優遇（研究ステージ共通）

- 「知」の集積と活用の中によるオープンイノベーションを推進する観点から、「知」の集積と活用の中による研究開発プラットフォームからの提案については優遇
 - ① 研究委託費上限額の拡大（基礎研究ステージのチャレンジ型は除く）
 - ② 研究期間の延長（応用研究ステージ及び開発研究ステージ）
 - ③ 採択審査時にポイント加算等（基礎研究ステージのチャレンジ型は除く）
- 具体的な措置については、各研究ステージの概要を参照

○ 優遇を受けるための要件

- ・「知」の集積と活用の中の研究開発プラットフォームから形成された研究グループであること

・研究開発プラットフォームは申請時まで設立されていることが必要です。
・また、申請時点で研究グループの構成員全員が研究開発プラットフォームに参画していることが必要となります。
・プラットフォームの設立やプラットフォーム構成員の追加については、「知」の集積と活用の中産学官連携協議会組織規則に基づき、「知」の集積と活用の中産学官連携協議会事務局まで届出の上、受理されていることが必要となりますので、御注意ください。

- ・研究グループが、同一の研究開発プラットフォームにおける2セクター（※）以上の研究機関等で構成されていること

※ 研究機関等の分類

セクターⅠ：都道府県、市町村、公設試、地方独立行政法人

セクターⅡ：大学、大学共同利用機関

セクターⅢ：国立研究開発法人、独立行政法人、特殊・認可法人

セクターⅣ：民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合、農林漁業者

2-6-1 基礎研究ステージの概要

研究機関等の独創的なアイデアや基礎科学など萌芽段階の研究を基にした、革新的な研究シーズを創出するチャレンジングな基礎研究（チャレンジ型、基礎研究型）

- 研究実施期間：1年以内（チャレンジ型）
3年以内（基礎研究型）
- 研究委託費：1千万円以内／年（チャレンジ型）
3千万円以内／年（基礎研究型）
- 申請者の要件：単独の研究機関又は研究グループ
(研究グループの構成に特段の要件はなし)

（令和3年度より重点課題を設定）

みどりの食料システム戦略（～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～）の推進に資する技術開発へのポイント加算（重点課題）

- ① 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進
- ② イノベーション等による持続的生産体制の構築
- ③ ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立
- ④ 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

【「知」の集積と活用場からの提案の優遇措置、要件】

- 研究委託費：5千万円以内／年（基礎研究型のみ）
- 研究実施期間：3年以内（基礎研究型のみ）
- 申請者の要件：同一の研究開発プラットフォームにおける2セクター（※）以上の研究機関等で構成される研究グループ

※ 研究機関等の分類

セクターⅠ：都道府県、市町村、公設試、地方独立行政法人

セクターⅡ：大学、大学共同利用機関

セクターⅢ：国立研究開発法人、独立行政法人、特殊・認可法人

セクターⅣ：民間企業、公益一般法人、NPO法人、協同組合、農林漁業者

2-6-1 基礎研究ステージの審査基準① (新設)

(チャレンジ型)

○ 1次(書面)審査の審査基準(1次評価ポイント) 100点+10点=110点満点

科学的ポイント(※1)

審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	30点
② 目標の明確性・達成可能性	20点
③ 実用化・事業化を目指す技術や製品等のインパクトの高さ	30点
④ 研究計画の妥当性	20点
計	100点満点

+

加算ポイント

項目	点数
若手研究者からの提案	5点
【重点課題】みどりの食料システム戦略の推進に資する技術開発	5点 (※重複して該当する場合でも加算の上限は5点)
農福連携等の推進に資する提案	

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

2-6-1 基礎研究ステージの審査基準② (新設)

(チャレンジ型)

○ 2次(面接)審査の審査基準(2次評価ポイント) 100点+5点 = **105点満点**

科学的ポイント(※1)

審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	30点
② 目標の明確性・達成可能性	20点
③ 実用化・事業化を目指す技術や製品等のインパクトの高さ	30点
④ 研究計画の妥当性	20点
計	100点満点

+

加算ポイント

項目	点数
若手研究者からの提案	5点

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

2-6-1 基礎研究ステージの審査基準①

(基礎研究型)

赤字下線は令和3年度の変更点

○ 1次(書面)審査の審査基準(1次評価ポイント)

100点 + 20点 = **120点満点**

科学的ポイント(※1)

審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	20点
② 目標の明確性・達成可能性	10点
③ <u>実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性</u>	<u>20点</u>
④ <u>市場ニーズに対する普及戦略の妥当性</u>	<u>10点</u>
⑤ 研究計画の妥当性	10点
⑥ 研究実施体制	10点
計	80点満点

行政的ポイント

(※1)

審査項目	点数
① 行政的な必要性	10点
② 農林水産業・食品産業への貢献	10点
計	20点満点

+

加算ポイント

項目		点数
いずれかに該当する提案(重複加算なし)	「知」の集積と活用の場からの提案(※2)	最大10点
	「研究ネットワーク」からの提案	5点
若手研究者からの提案		5点
<u>【重点課題】みどりの食料システム戦略の推進に資する技術開発</u>		<u>5点</u>
輸出促進に資する提案		
農福連携等の推進に資する提案		
次のいずれかに該当する提案 ①六次産業化法「研究開発・成果利用事業計画」に基づく課題 ②農商工連携促進法「農商工連携等事業計画」に基づく課題 ③地域再生法「地域再生計画」により支援措置要望の記載がある課題 ④「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研究開発に係る研究計画等に基づく課題 ⑤「総合特区」に基づく課題 ⑥「地域活性化プラットフォームのモデルケース」に基づく課題		
		(※重点課題や他の加算項目と重複して該当する場合でも加算の上限は5点)

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

※2 A～Cの3段階で加算

2-6-1 基礎研究ステージの審査基準②

(基礎研究型)

赤字下線は令和3年度の変更点

○ 2次（面接）審査の審査基準（2次評価ポイント）

100点 + 15点 = **115点満点**

科学的ポイント（※1）

審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	20点
② 目標の明確性・達成可能性	10点
③ <u>実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性</u>	<u>20点</u>
④ <u>市場ニーズに対する普及戦略の妥当性</u>	<u>10点</u>
⑤ 研究計画の妥当性	10点
⑥ 研究実施体制	10点
計	80点満点

行政的ポイント（※1）

審査項目	点数
① 行政的な必要性	10点
② 農林水産業・食品産業への貢献	10点
計	20点満点

+

加算ポイント

項目	点数	
いずれかに該当する提案（重複加算なし）	「知」の集積と活用の場からの提案（※2）	最大10点
	「研究ネットワーク」からの提案	3点
若手研究者からの提案	5点	

※2 A～Cの3段階で加算

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

2-6-2 応用研究ステージの概要

基礎研究で創出された研究シーズを基にした、実用化段階の研究開発に向けた応用研究
(基礎研究発展型、産学連携構築型※)

※産学連携構築型はマッチングファンド方式

- 研究実施期間：3年以内
- 研究委託費：3千万円以内／年
- 申請者の要件：研究グループ°

〔※ 基礎研究発展型は研究グループの構成に特段の要件はなし。
産学連携構築型はセクターⅣに分類される研究機関等の参画が必須。〕

(令和3年度より重点課題を設定)

みどりの食料システム戦略(～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～)の推進に資する技術開発へのポイント加算(重点課題)

- ① 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進
- ② イノベーション等による持続的生産体制の構築
- ③ ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立
- ④ 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

【「知」の集積と活用の中からの提案の優遇措置、要件】

- 研究委託費：5千万円以内／年
- 研究実施期間：3年以内(産学連携構築型のみ5年以内)
- 申請者の要件：同一の研究開発プラットフォームにおける2セクター(※)以上の研究機関等で構成される研究グループ°

※ 研究機関等の分類

セクターⅠ：都道府県、市町村、公設試、地方独立行政法人

セクターⅡ：大学、大学共同利用機関

セクターⅢ：国立研究開発法人、独立行政法人、特殊・認可法人

セクターⅣ：民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合、農林漁業者

2-6-2 応用研究ステージの審査基準①

(基礎研究発展型・産学連携構築型)

赤字下線は令和3年度の変更点

○ 1次(書面)審査の審査基準(1次評価ポイント) 100点+30点=130点満点

科学的ポイント(※1)		行政的ポイント(※1)		加算ポイント		
審査項目	点数	審査項目	点数	項目	点数	
① 新規性・先導性・優位性	10点	① 行政的な必要性	20点	いずれかに該当する提案(重複加算なし)	「知」の集積と活用の場からの提案(※2)	最大10点
② 目標の明確性・達成可能性	10点				「研究ネットワーク」からの提案	5点
<u>③ 実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性</u>	<u>20点</u>	② 農林水産業・食品産業への貢献	10点	民間企業等が参画してマッチングファンド方式を適用する場合 <u>(産学連携構築型のみ)</u>		500万円以上:5点 1,000万円以上:10点
<u>④ 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性</u>	<u>10点</u>			計	30点満点	若手研究者からの提案
⑤ 研究計画の妥当性	10点	※2 A~Cの3段階で加算		<u>【重点課題】みどりの食料システム戦略の推進に資する技術開発</u>	5点	
⑥ 研究実施体制	10点			輸出促進に資する提案		
計	70点満点			農福連携等の推進に資する提案		
※1 各審査項目を、A~Eの5段階で評価				次のいずれかに該当する提案 ①六次産業化法「研究開発・成果利用事業計画」に基づく課題 ②農商工連携促進法「農商工連携等事業計画」に基づく課題 ③地域再生法「地域再生計画」により支援措置要望の記載がある課題 ④「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研究開発に係る研究計画等に基づく課題 ⑤「総合特区」に基づく課題 ⑥「地域イノベーション戦略推進地域」に基づく課題 ⑦「地域活性化プラットフォームのモデルケース」に基づく課題		
				<u>(※重点課題や他の加算項目と重複して該当する場合でも加算の上限は5点)</u>		

2-6-2 応用研究ステージの審査基準②

(基礎研究発展型・産学連携構築型)

赤字下線は令和3年度の変更点

○ 2次（面接）審査の審査基準（2次評価ポイント）

100点 + 15点 = **115点満点**

科学的ポイント（※1）

審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	10点
② 目標の明確性・達成可能性	10点
③ <u>実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性</u>	<u>20点</u>
④ <u>市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性</u>	<u>10点</u>
⑤ 研究計画の妥当性	10点
⑥ 研究実施体制	10点
計	70点満点

行政的ポイント（※1）

審査項目	点数
① 行政的な必要性	20点
② 農林水産業・食品産業への貢献	10点
計	30点満点

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

加算ポイント

項目		点数
いずれかに該当する提案（重複加算なし）	「[知]の集積と活用」からの提案（※2） <u>産学連携構築型</u>	最大10点
	<u>基礎研究発展型</u>	最大5点
	「研究ネットワーク」からの提案	3点
若手研究者からの提案		5点

※2 A～Cの3段階で加算

2-6-3 開発研究ステージの概要

応用研究で創出された研究シーズを基にした、農林水産・食品分野における生産現場の課題解決を図る実用化段階の開発研究(現場課題解決型、実用化研究型※、開発技術海外展開型※)

※実用化研究型及び開発技術海外展開型はマッチングファンド方式

- 研究実施期間：3年以内（育種研究は5年以内）

育種研究とは、実需者ニーズ等を取り入れ、生産者の大幅なコストダウンに繋がることや輸出振興等の新市場開拓に繋がるような画期的な新品種の開発を目指すとともに、研究期間終了後に生産現場で確実に普及できる新品種の研究開発を行う課題

- 研究委託費：3千万円以内／年（※）

※ 研究開発を進めることが民間企業等の新たな商品の開発、便益の開発を行うこととなる場合には、当該民間企業等は研究費の一定割合を負担（マッチングファンド方式）
民間企業等：セクターⅣに分類される研究機関等

- 申請者の要件：2セクター以上の研究グループ

研究機関等の分類

セクターⅠ：都道府県、市町村、公設試、
地方独立行政法人

セクターⅡ：大学、大学共同利用機関

セクターⅢ：国立研究開発法人、独立行政法人、特殊・認可法人

セクターⅣ：民間企業、公益・一般法人、NPO法人、
協同組合、農林漁業者

【「知」の集積と活用からの提案の優遇措置、要件】

- 研究実施期間：3年以内、5年以内（実用化研究型のみ）、（育種研究は5年以内）

ただし、新たな商品の開発、便益の開発を行う民間企業等が参画せず、
マッチングファンド方式を適用しない場合、3年以内（現場課題解決型のみ）

- 研究委託費：現場課題解決型、開発技術海外展開型：5千万円以内／年
実用化研究型：1億5千万円以内／年

- 申請者の要件：同一の研究開発プラットフォームにおける2セクター以上の研究機関等で構成される研究グループ

2-6-3 開発研究ステージの要件等①

1. 研究成果である開発技術の評価と改善の必須化

- 農業者等、研究成果のユーザーによる、開発技術の評価と改善を必須化

(例)

- ① 農業者がコンソーシアムに参画する等、栽培技術等の実証試験を実施
- ② 農業者、消費者、実需者等が、検討会に出席し、開発技術について意見や評価を述べ、その内容を次年度以降の研究計画に反映
- ③ マーケティングのための消費者及び実需者へのモニター調査を実施し、調査結果に基づき改善

1. イノベーション創出強化研究推進事業においては、研究成果をより早く社会実装させるため、上記のとおり、「**農業者等、研究成果のユーザーによる、開発技術の評価と改善を必須化**」を要件としています。
2. 上記例の①のように農業者が当該研究課題において「ユーザーによる、開発技術の評価と改善を必須化」のために参画する場合には、以下の方法があります。
 - A 農業者が自らコンソーシアムに参画し、実証試験等を行う。(e-Radシステムへの登録が必要)
 - イ 農業者がコンソーシアムに参画せず、試験研究機関からの請負で実証試験等を行う。(e-Radシステムへの登録は不要)

2-6-3 開発研究ステージの要件等②

2. みどりの食料システム戦略（～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～）の推進に資する技術開発を行う研究課題へのポイント加算（重点課題）（5点）

- ① 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進
- ② イノベーション等による持続的生産体制の構築
- ③ ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立
- ④ 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

3. スマート農業の実現に資する技術開発を行う研究課題へのポイント加算（重点課題）

- ① ロボット、AI、IoT、ドローン、センシング技術等の先端技術を活用することにより、農業の生産性向上、農産物の品質向上及び流通合理化に資する技術開発を行う研究課題に該当する場合は、1次（書面）審査の評価点にポイント加算（①+②or③で最大5点）。
- ② さらに、地域（中山間地域）や品目（露地野菜、果樹）ごとの空白領域に対応したスマート農業の実現に資する研究課題に該当する場合は、上記に加えて1次（書面）審査の評価点にポイント加算（2点）。
- ③ スマート農業支援サービスの創出に資する研究課題に該当する場合は、1次（書面）審査の評価点にポイント加算（2点）。

2-6-3 開発研究ステージの審査基準①

(現場課題解決型・実用化研究型)

赤字下線は令和3年度の変更点

○ 1次(書面)審査の審査基準(1次評価ポイント)

100点 + 30点 = 130点満点

科学的ポイント (※1)		行政的ポイント (※1) <u>現場課題解決型</u>		加算ポイント		
審査項目	点数	審査項目	点数	項目	点数	
① 新規性・先導性・優位性	<u>5点</u>	① 行政的な必要性	20点	いずれかに該当する提案 (重複加算なし)	「[知]の集積と活用」からの提案 (※2)	最大10点
② 目標の明確性・達成可能性	10点	② 生産現場等からの必要性	<u>10点</u>		「研究ネットワーク」からの提案	5点
<u>③ 実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性</u>	<u>20点</u>	③ 農林水産業・食品産業への貢献	<u>10点</u>	民間企業等が参画してマッチングファンド方式を適用する場合 (<u>実用化研究型のみ</u>)	500万円以上: 5点 1,000万円以上: 10点	
<u>④ 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性</u>	<u>10点</u>	計	40点満点	若手研究者からの提案	5点	
⑤ 研究計画の妥当性	10点	行政的ポイント (※1) <u>実用化研究型</u>		<u>【重点課題】みどりの食料システム戦略の推進に資する技術開発</u>	5点 <u>(※重点課題や他の加算項目と重複して該当する場合でも加算の上限は5点)</u>	
⑥ 研究実施体制	<u>5点</u>	審査項目	点数	【重点課題】スマート農業の実現に資する技術開発 (最大5点)		
計	60点満点	① 行政的な必要性	20点	輸出促進に資する提案		
※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価		② 農林水産業・食品産業への貢献	<u>20点</u>	農福連携等の推進に資する提案		
		計	40点満点	次のいずれかに該当する提案 ①六次産業化法「研究開発・成果利用事業計画」に基づく課題 ②農商工連携促進法「農商工連携等事業計画」に基づく課題 ③地域再生法「地域再生計画」により支援措置要望の記載がある課題 ④「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研究開発に係る研究計画等に基づく課題 ⑤「総合特区」に基づく課題 ⑥「地域活性化プラットフォームのモデルケース」に基づく課題		
				※2 A～Cの3段階で加算		

2-6-3 開発研究ステージの審査基準②

(現場課題解決型・実用化研究型)

赤字下線は令和3年度の変更点

○ 2次(面接)審査の審査基準(2次評価ポイント) 100点+15点=115点満点

科学的ポイント(※1)

審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	5点
② 目標の明確性・達成可能性	10点
③ <u>実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性</u>	20点
④ <u>市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性</u>	10点
⑤ 研究計画の妥当性	10点
⑥ 研究実施体制	5点
計	60点満点

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

行政的ポイント

(※1) 現場課題解決型

審査項目	点数
① 行政的な必要性	20点
② 生産現場等からの必要性	10点
③ 農林水産業・食品産業への貢献	10点
計	40点満点

行政的ポイント

(※1) 実用化研究型

審査項目	点数
① 行政的な必要性	20点
② 農林水産業・食品産業への貢献	20点
計	40点満点

加算ポイント

項目			点数
いずれかに該当する提案(重複加算なし)	「知」の集積と活用からの提案(※2)	<u>実用化研究型</u>	最大10点
		<u>現場課題解決型</u>	最大5点
	「研究ネットワーク」からの提案		3点
若手研究者からの提案			5点

※2 A～Cの3段階で加算

2-6-3 開発研究ステージの審査基準① (新設)

(開発技術海外展開型)

○ 1次(書面)審査の審査基準(1次評価ポイント)

100点 + 30点 = **130点満点**

科学的ポイント (※1)

審査項目	点数
① 海外(現地)における技術の有用性・優位性	30点
② 目標の明確性・達成可能性	10点
③ 海外(現地)における実用化・事業化への可能性	20点
④ 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	10点
⑤ 研究実施体制	10点
計	80点満点

行政的ポイント

(※1)

審査項目	点数
① 国内の農林水産業・食品産業への影響	10点
② 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	10点
計	20点満点

+

加算ポイント

項目		点数
いずれかに該当する提案 (重複加算なし)	「知」の集積と活用 の場からの提案 (※2)	最大 10点
	「研究ネットワーク」 からの提案	5点
民間企業等が参画してマッチングファ ンド方式を適用する場合		500万円以 上: 5点 1,000万円以 上: 10点
若手研究者からの提案		5点
【重点課題】みどりの食料システム戦 略の推進に資する技術開発		5点
【重点課題】スマート農業の実現に 資する技術開発(最大5点)		(※重点課題や 他の加算項目と 重複して該当す る場合でも加算 の上限は5点)
輸出促進に資する提案		

※1 各審査項目を、
A～Eの5段階で評価

※2 A～Cの3段階で加算

2-6-3 開発研究ステージの審査基準② (新設)

(開発技術海外展開型)

○ 2次 (面接) 審査の審査基準 (2次評価ポイント)

100点 + 15点 = **115点満点**

科学的ポイント (※1)

審査項目	点数
① 海外 (現地) における技術の有用性・優位性	30点
② 目標の明確性・達成可能性	10点
③ 海外 (現地) における実用化・事業化への可能性	20点
④ 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	10点
⑤ 研究実施体制	10点
計	80点満点

行政的ポイント (※1)

審査項目	点数
① 国内の農林水産業・食品産業への影響	10点
② 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	10点
計	20点満点

+

加算ポイント

項目	点数	
いずれかに該当する提案 (重複加算なし)	「知」の集積と活用の場からの提案 (※2)	最大10点
	「研究ネットワーク」からの提案	3点
若手研究者からの提案	5点	

※2 A～Cの3段階で加算

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

2-7 マatchingファンド方式①

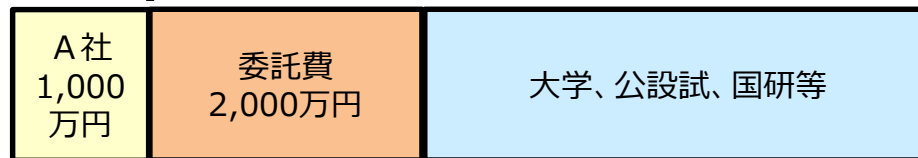
- Matchingファンド方式とは、民間企業等による事業化を促進し投資を誘発するため、新たな商品・便益等の開発を行う民間企業等の自己負担額に倍率を乗じた額を上限として、生研支援センターが委託費を支出する仕組み。要件は以下のとおり。
 - ① 資本金10億円以下、または設立から10年以内の企業等は、自己負担の2倍以内までの委託費を生研支援センターが支出。
 - ② 資本金10億円を超え、かつ設立から10年を超える企業等は、1倍以内までの委託費を生研支援センターが支出。
- 応用研究ステージの産学連携構築型、開発研究ステージの実用化研究型及び開発技術海外展開型において、民間企業等が参画して製品化・事業化を行う研究課題については必須であり、企業負担額に応じて審査時にポイント加算。

【Matchingファンド方式のイメージ】

民間企業等支出分（自己負担）

生研支援センター支出分（国費）

要件①の場合
(資本金が10億円以下、
または設立から10年以内
の企業)



要件②の場合
(資本金が10億円を超え、
かつ設立から10年を超える
企業)



- 自己負担分は、研究グループの取り決めに従って配分

2-7 マatchingファンド方式②（自己負担を行う民間企業等）

【研究資金を自己負担する民間企業等】

研究成果を用いて（特許権等として権利化、ノウハウとして秘匿化等）、新たな商品や便益の開発を行うことにより、将来的に利益を享受することとなる民間企業等

○ 自己負担を行う必要がない民間企業等の例

※民間企業等：セクターIVに分類される、民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合、農林漁業者

①研究グループの他の機関が開発した研究成果の実証のみ行う民間企業

例 1 食品加工機器開発の研究において、当該機器のユーザーとなる食品加工メーカー

例 2 ICTによる農産物栽培・生産支援システム開発の研究において、当該システムを使用する農業生産法人

②研究成果を活用して利益を得る意向の無い民間企業等

例 社会貢献の一環として研究に参画するNPO法人

（この場合、提案書において、利益を享受しない（特許権等の権利者とならない等）ことが分かるよう明記

※応用ステージの産学連携構築型、開発ステージの実用化研究型及び開発技術海外展開型は、Matchingファンド方式は必須。
研究成果を用いて、新たな商品や便益の開発を行うことにより、将来的に利益を享受することとなる民間企業等の参画がない場合、応募要件に合致しないことに注意

○ 研究途中又は研究終了後、研究成果を活用して（特許権等として権利化、ノウハウとして秘匿化等）、新たな商品や便益の開発を行い、利益を得たことが判明した場合は、研究当初にさかのぼってMatchingファンドを満たすよう国費を返還

2-7 マatchingファンド方式③ (計上可能な経費)

委託費に計上できる経費

1) 直接経費

①物品費

- ・設備備品費
- ・消耗品費

②人件費・謝金

- ・人件費

〔 国、地方公共団体からの交付金等で手当している常勤職員の人件費は不可 〕

- ・謝金

③旅費

④その他

- ・外注費
- ・印刷製本費
- ・会議費
- ・通信運搬費
- ・光熱水料
- ・その他（諸経費）

〔 上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費 〕

- ・消費税等相当額

2) 間接経費

自己資金

1) 左記 1) ①～④の経費

2) 設備備品の償却費

過去に自己資金で購入したことが証明できるもので、当該委託試験研究用として管理日誌等により利用実績が確認できること

3) 委託研究契約締結前に保有していた試験研究用消耗品

（試薬・材料等のみとし、コピー用紙等の汎用品は対象外）

過去に自己資金で購入したことが証明できるもので、棚卸資産台帳等により直近の在庫の確認ができるもの

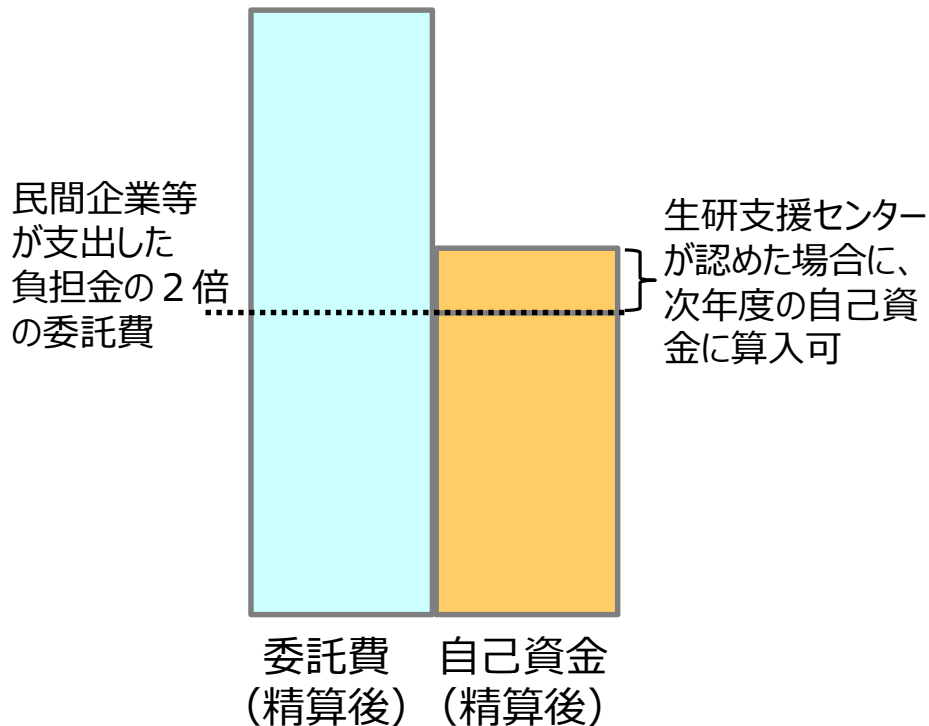
2) 及び 3) の計上については、適切な資産及び資金管理ができるよう、当該組織の中に**独立した資産管理部門**があることを条件とします。

2-7 マatchingファンド方式④（自己資金の取扱い）

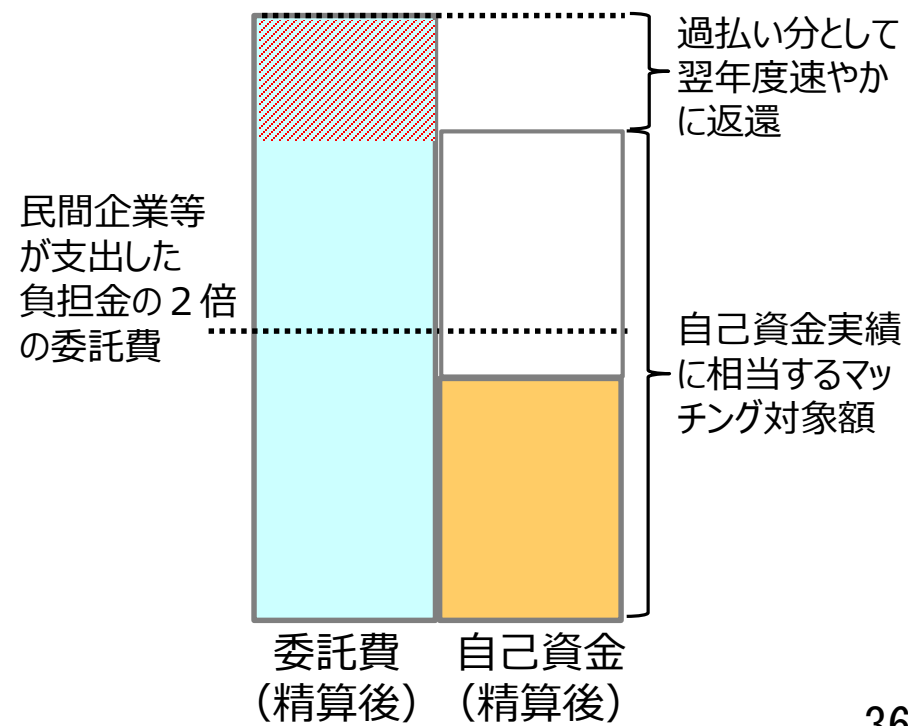
- 研究費の翌年度への繰越しは、原則認めない
- ただし、年度毎の経費の精算時において、自己資金がMatching対象額を超過することとなった場合には、生研支援センターが認めた場合に限り、当該超過額を次年度の自己資金に含めることが可能

要件①の場合（資本金が10億円以下、または設立から10年以内の企業）

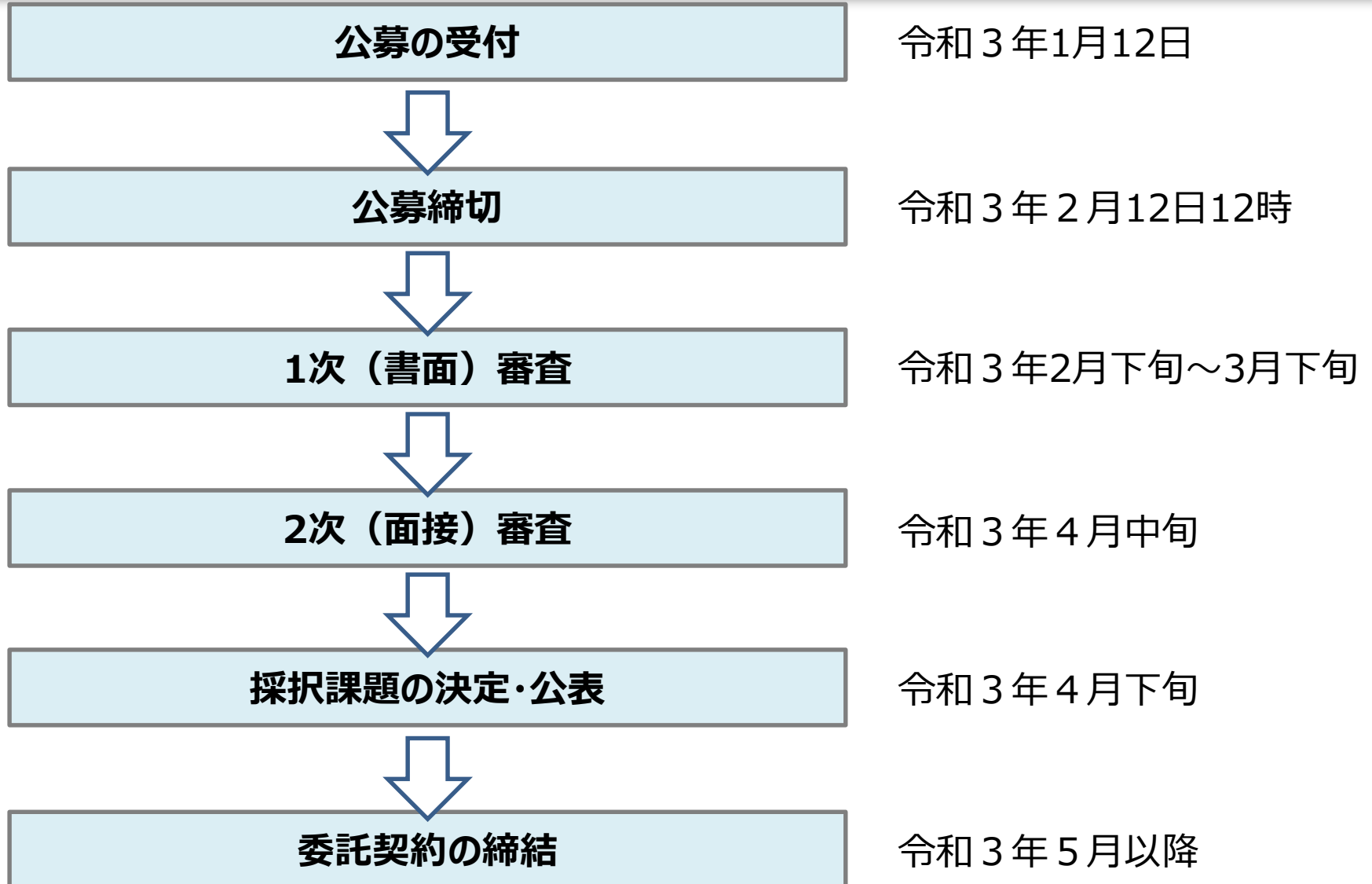
自己資金がMatching対象額を超過した場合



自己資金がMatching対象額に満たない場合



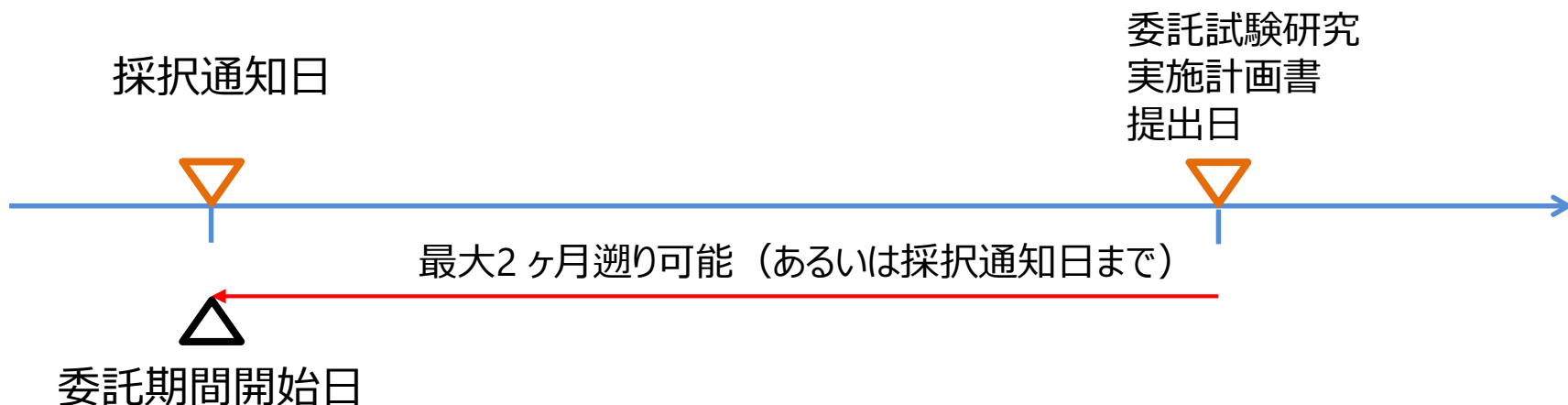
2-8 今後のスケジュール（予定）



2-9 契約手続

- 生研支援センターは、代表機関等との間で当該年度に係る委託契約を締結します。
- 本事業の委託期間は、委託試験研究実施計画書提出日から最大2ヶ月前の日（計画書の提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は採択通知日）まで、委託期間開始日を遡ることが可能です。
- また、次年度以降も研究を継続することとなった場合、原則として次年度の4月1日が試験研究開始日となります。
- なお、採択時や評価時の条件が付されている場合は、この条件に合致していることが前提となり、仮に契約締結に至らなかった場合には、受託機関の自己負担となりますので、ご注意ください。

<初年度の契約イメージ>



3 お問い合わせ先

公募に関する問い合わせ

生研支援センターへのお問合せは以下のメールアドレスにお願いします。

E-mail : inobe-web@ml.affrc.go.jp

生物系特定産業技術研究支援センター（生研支援センター）
イノベーション創出課 担当者：伊藤、村山

契約事務に関する問い合わせ

生研支援センター研究管理部研究管理課
担当者：平野、廣瀬

(参考) e-Radでの応募①

応募期間：令和3年1月12日（火）～2月12日（金）12:00まで

応募する際には、公募要領に従い、提案書を日本語で作成してください。
作成した提案書は、「**府省共通研究開発管理システム（e-Rad）**」で受け付けます。

提案書は郵送や直接の持ち込み、メール等では一切受け付けません。

- e-Radの使用にあたっては、事前に「研究機関の登録」及び「研究者の登録」（個人の場合は「研究者の登録」だけ）が必要となります。**登録手続きに2週間程度を要する場合があります**ので、余裕をもって手続きを行ってください。
- 応募締切期限直前は、応募が殺到し、e-Radシステムがつながりにくくなる可能性があります**ので、余裕をもって、応募書類のe-Radへの応募登録を行ってください（※）。

※応募段階では、少なくとも、申請者がe-Radの登録を済ませておく必要があります。申請者以外で、応募までにe-Rad登録が間に合わなかった場合は、委託契約締結までに登録を済ませてください。

◆情報提供サイト：e-Radポータルサイト（<https://www.e-rad.go.jp/>）

◆e-Radの操作方法に関する問い合わせ先：

e-Radヘルプデスク

TEL 0570-066-877

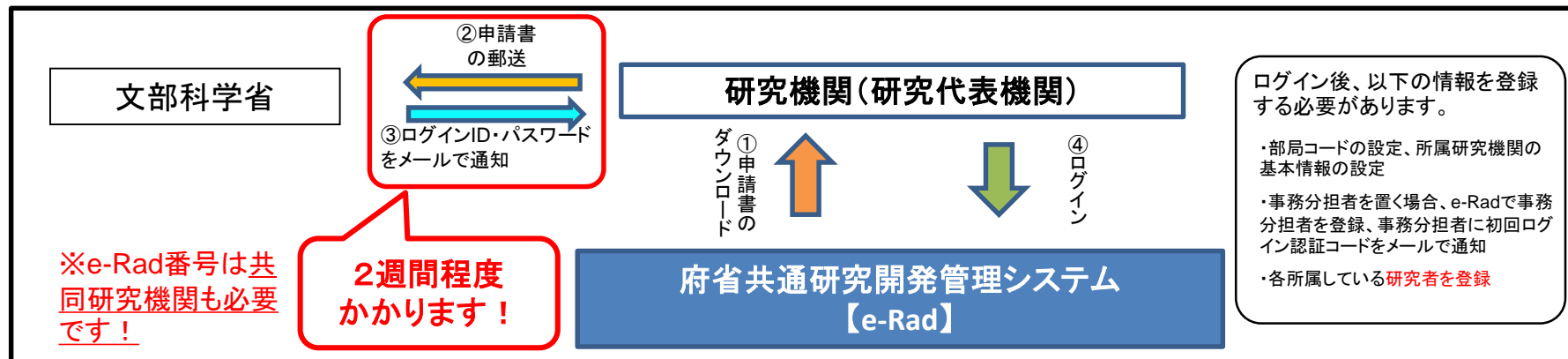
受付時間 9:00～18:00

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

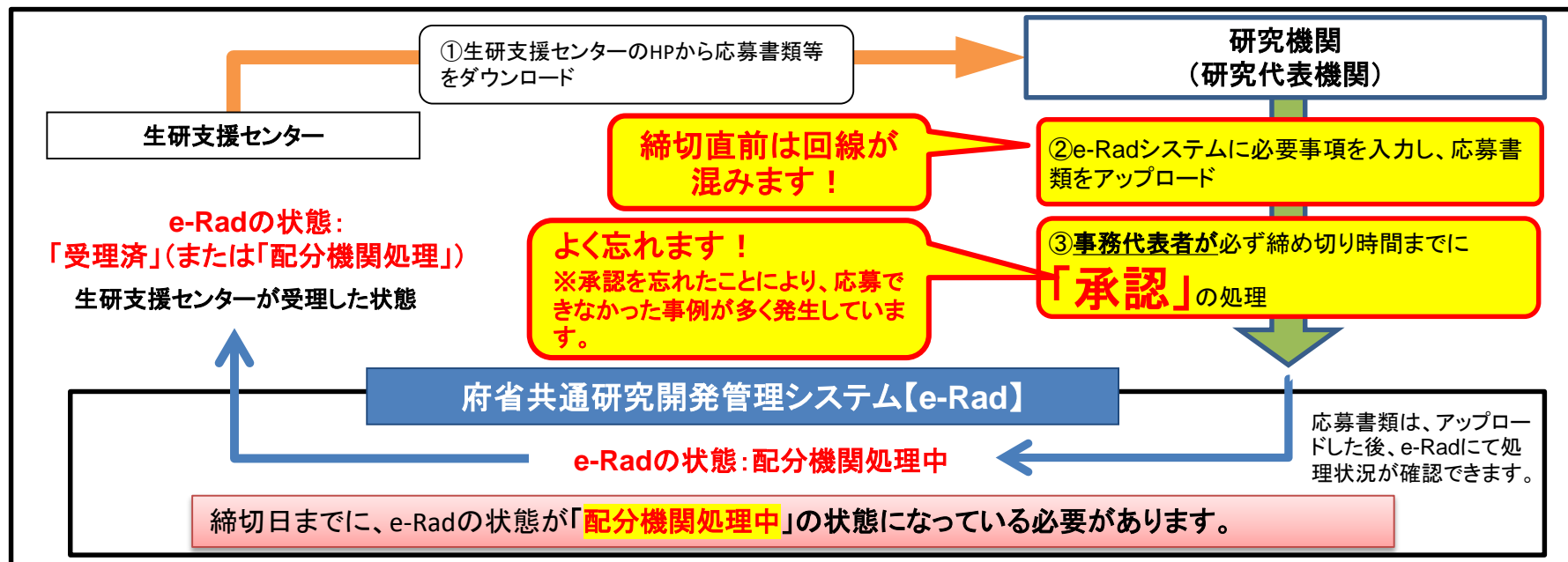


(参考) e-Radでの応募②

○研究機関の登録申請手続き(応募までの事前準備)



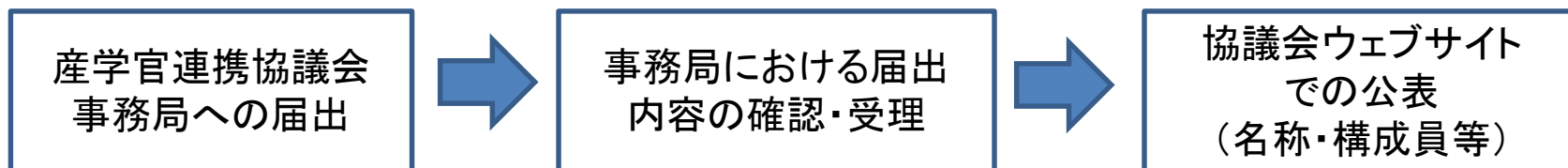
○提案書の応募手続き



(参考) 「知」の集積と活用の中 研究開発プラットフォームについて

- 研究開発プラットフォームは、産学官連携協議会の会員が、一定のテーマのもとで新たな商品化・事業化に向けた共通の研究課題について、プロデューサーを中心として研究課題の具体化、知的財産戦略・ビジネスモデルの策定等を行うための活動を実施。

研究開発プラットフォーム設立の流れ



協議会への入会や研究開発プラットフォームの届出等の手続は協議会ウェブサイトから行ってください

URL: <https://www.knowledge.maff.go.jp/>



研究開発プラットフォームに求められること

- ・研究課題の具体化や構成員拡充等のための各種活動の実施(セミナー・ポスターセッション等への参加、研究開発プラットフォーム主催のシンポジウムの開催、意見交換の実施等)
- ・産学官連携協議会が主催する会議等への出席
- ・研究開発プラットフォームの活動状況の定期的な報告 等

※協議会ウェブサイトに掲載している各種資料も参照してください

- ・「知」の集積と活用の中 構築に向けた展開方向 (<https://www.knowledge.maff.go.jp/policy.html>)
- ・「知」の集積と活用の中 が目指すオープンイノベーションの形について (<https://www.knowledge.maff.go.jp/uploads/2d79fd62c64760c952dd774ce25133c284ab7f98.pdf>)
- ・研究開発プラットフォーム プロデューサー活動指針 (https://www.knowledge.maff.go.jp/uploads/producer_katudo181116.pdf)
- ・過去の会議資料等(会員専用ページ) (<https://knowledge.maff.go.jp/member/document/>)